

# 公益社団法人自動車技術会 表彰規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、別に定めるものがある場合のほか、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第42条の規定に基づき、定款第5条に掲げる事業の発展又は推進に貢献された会員等に会長が行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

### (種 類)

第2条 表彰は、次の2種類とする。

- (1) 感謝状 本会の発展又は事業の推進に貢献された会員等
- (2) 賞状 本会が主催、共催又はこれに準ずる形態で関与する競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた会員等

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、感謝状又は賞状を贈呈する。この場合において、記念品又は副賞を添えることができる。

### (贈 呈)

第4条 贈呈は、会長又は会長が指名した本会役員より行う。

### (処理基準)

第5条 その他本規則の実施に関し必要な事項については、表彰会議において表彰規則処理基準に定めることができる。

## 附 則

- 1 この規則は、2009年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）